この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 \			I /														[1	/2]
令和] 年	月	Ħ	申	住所 (法/ 本 主 た の う	又 に 人 の 吉 る 事	場 合 又 事 務 在	所 (a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	法人の場	— 00 場合のみ2 楠木町	念表される	ます)		(電話者	番号	090		4103	_ 39	931)
				請	(フ 納	リ カ 税	<i>i</i> ナ)		(〒 744 - 0029) 下松市楠木町1-12-12 (電話番号 090 - 4103 - 39									931)		
				н	(フ氏名		i ナ) は 名	⊗	* イ サ <u>.</u> 井											
	徳山	税務	署長殿	者	(フ (法 <i>)</i> 代 表	しの														
公表 1 2	されま 申請者 法人(書に記す。の氏名の人格の	載した 又は名。 ない社	 次の事 称 団等を	法 事項(❸ を除く。 登録番) FD欄) は、	は、本届	吉又は	主たる	事務原			<u> </u> される	<u> </u> ; とと		、国和	 说庁ホ	<u> </u> ームベ	<u> </u> パージで
ま (た、常 下記の 平成28 ※ 当	用漢字()とおり 3年法律 該申請	等を使 り、第 15 青書は、	用して 格請 号) 、所名	で公表し 求書発 第5条 得税法 日以前	ますの 行事 の規定 等の一	で、 ^甲 業者と	申請書(: し改正 : る正す	こ記載 の登 の 後 る 法	はしたす 最を	マンタン をけた 税法第	ー いの §57条	で、『 : の 2		・ 説法 領 の :	等の- 規定(一部: によ	を改正 り申請	ーー こする 手しま	す。
					期間の当 和 5 年 I	0月1	日に多	登録さ	れま	す。										
事	業	者	区	分	※ 次葉	医 「登録	を提出す を要件の 関して も に のして に のして に のして に のして のして のして のして のして のして のして のして	☑確認」	課税 欄を言	事業を記載して	者 こくださ	い。ま	きた、負	□ 免税事:	免税 業者に	事業に該当	:者 する場	易合にに		ま「免税
判定 合は この なか	により 令和 5 申請書る ったこ	月31日 課税事業 年6月3 全提出す とにつき は、その	き者とた 0日) す ることだ を困難た	なる場 まででき な事情																
税	理	士	署	名	T14 TIT		長谷	川会計	t					(電話者	番号	082	_	272	_ 58	368)
※ 税務	整理番号				部門 番号		申請	青年 月	F		年	月	H	通	信	年	付 月	目	確認	
78署処理		処理番号		年	月	月	番号確認			身元確認			確認 書類	個人番		ド/通9	即力一	ド・運転9	を許証) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	5又1	は名雨	迩	藤井	砂:	久水					
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。																						
免税		(平	成28	年沒	と律	第1	5号) 陈	則第	育44∮	条第4	4項の	り規定	を受け 定の 適用 を	鱼用	を受	けょ	こう	とする	る事業	業者	する	法律
		個	——— 人		番		号					1 .											_
事					H		7																
業		事業		年 月) 又							_					法人のみ	事	業	年 度	1 至		 	H ————————————————————————————————————
者		内		月日							年	J	=	日		記載	 資	 本	金				円
l o		容等	事	業	—— 大	1	 容													<u> </u>			
確	等 事 業 内 容 課 税 期 間 の 初 日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31																						
	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け													,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
認	ようとする事業者 令和 年														月		日						
登	・ 課税事業者です。																						
録	>													っても					\checkmark	はい		V 1V .	え
要		の確 い。	[認]	懶 の	いず	れカ	3の目	事業者	で該	当す	る場合	うは、	ーはい	ハ」を:	選択	して	くだ	さ					
件の	ì										せられてくか			たあり	ませ	·\.			\checkmark	はい		\ \\ \	·え
確								- 541-		, д , с													
認		その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ います。													え								
参																							
考																							
事																							
7																							
項																							